

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会
第12回会議（平成23年1月28日開催）議事要旨

1 議事概要

最終取りまとめに向けて

- ・ 検視・死体見分
- ・ 検案
- ・ 解剖

の論点について討議が行われた。

検視・死体見分については、

- ・ 警察の取り扱う死体のうち、検視の対象となる死体をもっと増やす必要があるが、刑事訴訟法との関係もあり、対象死体の範囲をどこまでとするか慎重に検討すべきである。
- ・ 簡易薬物検査や死後画像検査などの科学的な検査を導入することが必要だが、検視や検案は、ともに任意処分であり「外表からの検査」とされていることから、検視や検案の一環としてこれらの検査を行うことは難しいのではないか。
- ・ 検視については、死体を外表から検査することと解釈されているが、刑事訴訟法ができた時代と現在では科学の進歩の観点から解釈を変えることが必要ではないか。
- ・ 科学的調査は、医学的な見地からの検査であることから、検視ではなく医師の行為として検案に位置づけるほうがなじむのではないか。
- ・ 検視や検案の概念をしっかりと決め、これに付随する検査について立法措置を検討すべきである。
- ・ 簡易薬物検査や死後画像検査だけでは死因が確定できないものもあることを踏まえて死因を判断しないと犯罪死を見逃す危険性がある。

検案については、

- ・ 検案に従事する医師に求められる法医学的知見のレベルをどうするかが問題である。解剖の資格認定のようなところまで行くとレベルが高すぎて現実的ではない。
- ・ 現在、警察医等を対象に厚生労働省が行っている死体検案講習については、もっと規模を拡大すべきである。
- ・ 検案医を認定するのであれば、どこが（誰が）認定するのか検討する必要がある。

解剖については、

- ・ これまでの司法解剖と行政解剖に加えて、犯罪死の見逃し防止の観点から、検視やこれに伴う検査を行っても死因が判明せず、犯罪性の有無が不明な死体については、新たに解剖できる制度を創設することとしてはどうか。
- ・ 新たな制度による解剖を行う場合に解剖要否の決定は、立会いをした検案医の助言を得て、警察署長と解剖機関の長の協議で決めることとしてはどうか。
- ・ 新たな解剖機関として（仮称）法医学研究所を全国的に設置することとしてはどうか。

その他

- ・ 遺族等に対する説明については、警察、検案医、解剖医いずれが行うべきか検討する必要がある。

等の意見が述べられた。

2 その他

次回会議は、平成23年2月18日（金）開催